最終更新日：2015年12月18日
NCS＆A株式会社
代表取締役社長　松木　謙吾
問合せ先：総務部　tel06-6946-1991
証券コード：9709

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての企業価値を向上させるため、経営の透明性、法令遵守、説明責任を確保していくことを基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。
また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により迅速かつ正確に情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（補充原則1－2－4）
当社は、書面およびインターネットによる議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、議決権電子行使プラットフォームは採用しておりません。招集通知の英訳については、現時点で外国人株主の所有株式数比率が1%未満のため、業務効率の面から実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や外国人株主の所有株式数比率などの動向をみて、採用を検討してまいります。
（補充原則3－1－2）
英語での情報の開示・提供については、現時点で外国人株主の所有株式数比率が1%未満のため、業務効率の面から実施しておりません。今後につきましては、外国人株主の所有株式数比率が一定程度以上となった場合には英語での情報開示を検討してまいります。
（補充原則3－2－1）
（1）外部会計監査人候補選定の評価基準の策定
当社の監査役会では、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。外部会計監査人候補の評価に関して一義的な基準までは策定しておりませんが、今後、監査役会にて評価基準策定を検討してまいります。
（2）外部会計監査人の独立性と専門性の確認
意見交換や監査実施状況等を通じて、外部会計監査人に対して適宜説明を求め、独立性と専門性の有無について確認を行っております。
（補充原則4－8－1）
当社の独立社外取締役2名は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、各々の業務経験や見識を活かして、積極的に発言し、当社の経営に対して助言、監督を行うなど、その責務を十分に果たしております。今後につきましては、社外役員全員で構成する社外役員連絡会を設置し、社外役員のみで認識共有、情報交換を行ってまいります。
（補充原則4－8－2）
当社は筆頭独立社外取締役を選定しておりませんが、当社の独立社外取締役2名は、取締役会において適宜発言を行い、重要事項の決定などにおいてその責務を十分に果たしており、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されているものと考えております。しかしながら、今後の事業規模や環境の変化に応じて体制の変更・整備を図ってまいります。
（補充原則4－10－1）
当社は、現在、取締役の選任・報酬の検討にあたり代表取締役が提案し、取締役会で審議し決定しております。今後につきましては、独立社外取締役を過半数とする任意の委員会として指名委員会及び報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得ることを検討してまいります。
（補充原則4－11－3）
当社は、あらゆる機会を通じて、取締役及び監査役から寄せられる取締役会運営に関する意見を積極的に反映し、取締役会の全体についての実効性の改善に努めております。現時点で取締役会全体の実効性の分析や評価などは実施しておりませんが、各取締役の自己評価等の実施及び取締役会全体の実効性の分析や評価並びにその結果概要の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、協業関係の強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合において、政策保有株式として取引先及び協業先の株式を保有する方針であります。
政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資するか否かを判断し、適切に議決権行使を行います。
【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、当社と取締役の間の競業取引及び利益相反取引について、法令・規程に従い取締役会の承認を得るものとしております。併せて、「財務報告に係る内部統制」の有効性確認の中で、当社及び子会社の取締役・監査役に対し関連当事者取引の調査・検証を行っております。
【原則3－1 情報開示の充実】
（1）経営理念と経営計画
当社は、「社是（創業の精神）」「企業理念」「行動指針」「企業メッセージ」を当社のウェブサイト（http://ncsa.jp/company/philosophy.html）に掲載し、公表しております。
（2）コーポレートガバナンスの基本方針
当社ウェブサイト（http://ncsa.jp/company/csr/corpgov.html）、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
（3）取締役の報酬等の決定方針と手続き
取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議されたそれぞれの報酬限度額の範囲内で業績や経済情勢を勘案し、取締役の報酬は取締役会決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
（4）取締役・監査役候補指名の方針と手続き
取締役候補の指名は、業績及び企業価値の向上に対する貢献度、高度な倫理観・誠実性・価値観の保持等を考慮し取締役会で決定いたします。
監査役候補の指名は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、監査役会の同意を得て取締役会で決定いたします。該当者の氏名や役割については取締役会終了後に適時開示しております。
（5）取締役・監査役候補の指名についての説明
社外取締役・社外監査役の選任理由は、株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。なお、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役につきましても、今後、株主総会において候補者を提案する場合、「株主総会招集ご通知」に当該候補者の選任理由を開示する予

定です。
【原則4－1 取締役会の役割・責務(1)】
（補充原則4－1－1）
当社では、法令や「取締役会規則」に準拠し、取締役会が経営に係る重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。
全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、代表取締役社長を議長とする経営会議を開催し、その審議を経て取締役会にて意思決定を行っております。
【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、当社が定める「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、その両名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所が定める独立性基準の資格を満たすとともに一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを前提とし、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営に対し的確な助言を行うことができることを要件としております。
【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則4－11－1）
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保しております。社内取締役は、代表者のほか、主要な事業部門や統括部門の責任者などから選任し、社外取締役は、経営経験者や、会計・財務や法律など当社にとって有益な専門知識を有する者から選任しており、効果的・効率的な議論を妨げない適切な員数を維持する方針です。
（補充原則4－11－2）
当社は、取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」等において毎年開示しております。なお、「株主総会招集ご通知」は当社ウェブサイト(http://ncsa.jp/ir/shareholder.html)に掲載しております。
【原則4－14 取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則4－14－2）
当社は、役員として必要な知識習得と役割・責任の理解の機会として、将来の取締役・監査役候補者である執行役員に対し、外部機関主催の教育受講を必須としております。また、取締役・監査役就任後は、各自がそれぞれ必要とする知識や情報の習得を行っており、会社は機会・費用等の支援を行っております。
【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示を促進するべく、管理本部経理部を中心としたIR関連部門で必要な情報を共有し、情報開示に係る協議をするなど、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
また、情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ウェブサイト(http://ncsa.jp/ir/disclosure.html)に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ZEN	2,851,000	13.06
日本電気株式会社	2,605,136	11.94
丸山　幸男	1,070,140	4.90
明治安田生命保険相互会社	1,061,600	4.86
NCS＆A従業員持株会	704,554	3.22
株式会社日本信用情報機構	530,800	2.43
小路口　謙治	401,900	1.84
株式会社クリナム	398,100	1.82
山田　欣吾	398,100	1.82
アイ・システム株式会社	398,100	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
重松　孝司	公認会計士											
大森　京太	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重松　孝司	○	―――	長年にわたり公認会計士として企業の監査業務にあたるなどの様々な経験や見識を活かして、当社の経営に対し的確な助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大森　京太	○	大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の代表取締役であります。当社は同社に対しITサービスの提供において取引がありますが、その額は当社連結売上高の1%未満であり、意思決定に影響を与えないと判断しております。	銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくため、社外取締役候補者といたしました。独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため、年4回以上、定期的な会合をもっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田　正憲	弁護士										○			
里井　義昇	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田　正憲		平田正憲氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員弁護士であります。当社は同事務所に対しITサービスの提供において取引があり、その額は当社連結売上高の1%未満です。また同事務所と顧問契約を締結しておりますが、意思決定に影響を与えないと判断しております。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を経営に活かしていただくため、社外監査役に選定しております。
里井　義昇		里井義昇氏は、高木・里井法律事務所の弁護士であります。当社は同氏と顧問契約を締結しておりますが、意思決定に影響を与えないと判断しております。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を経営に活かしていただくため、社外監査役に選定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、経験や専門的な知見に基づく適切な監督又は監査といった機能及び出身分野における実績と見識からの有益な助言・指導を頂くことを期待し、一般株主と利益相反が生じるおそれが

ないことを基本的な考えとして選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績の向上、企業価値の向上は取締役としての当然の責務であると考え、現状の報酬制度の下で、適正な業務執行が行われていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度（H26.4.1～H27.3.31）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役に支払った報酬 15名140,530千円（うち社外取締役2名3,750千円）
監査役に支払った報酬 4名19,560千円（うち社外監査役3名5,700千円）
※上記人数及び報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名及び直前の定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
※使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を役員報酬規程に定めております。その内容について、取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法によって決定し、また、監査役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会で了承された方法によって決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

・社外取締役・社外監査役を補佐する担当セクションは設置しておりませんが、就任時及び継続的に、当社の業務内容や中期経営計画等を理解していただく機会を設けております。
・取締役会ないし監査役会以外の適切な機会に、経営状況の把握に資する情報提供や意見交換を行っております。また、必要に応じて、重要事項については資料の事前配布、事前説明も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・当社は監査役制度を採用しております。
・取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、現在社外取締役2名を含む7名の体制をとっております。取締役会は原則年12回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
・当社は、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として取締役及び執行役員のなかから選任された13名と常勤監査役1名で構成される経営会議を、原則月１回開催しております。
・当社は、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、監督機能である取締役会とは別に、執行役員による機動的な業務執行を図るための執行役員制度を導入しております。
・監査役会は常勤監査役1名を含む計3名の体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査計画及び職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、監査に必要な情報の収集を行っております。なお、監査役3名のうち、社外監査役は2名であります。
・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
・代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
・顧問弁護士からは、日常業務において発生する法的リスクに対するアドバイスを受けております。
・当社は「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括しております。各部門には「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う体制としています。また、コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス会議」を設置しております。
・当社は関係部門のメンバーで構成した「広報IR委員会」を設置し、広報とIRの充実に向けて積極的に取り組んでおります。
・当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時開示情報の適正性を確保するとともに企業情報の迅速な適時開示に努めております。
・当社は個人情報保護のため、個人情報保護方針を定めるとともに、情報セキュリティの維持・向上を図ることを目的として、「情報セキュリティ委

員会」を設置しております。
・当社は品質マネジメントシステムの計画、実施、測定・分析を推進し、有効性の継続的改善を行うことを目的として、「品質マネジメントシステム推進委員会」を設置しております。
・当社は、内部統制方針の見直し、内部統制の定着とモニタリングの強化、文書化・評価・改善の指導有効性の判断等を行うことを目的として、「内部統制委員会」を設置しております。
・子会社等の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行っています。
・当社のコンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、推進しています。
・当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の会社規範に照らし適正性を確保しています。
・内部監査部門として監査室を設置し、担当者2名で、業務における遂行が法令、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
・監査役会、監査室は必要に応じ会計監査人を含め、相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
・常勤監査役の北本壽一は、長年にわたり当社執行役員総務部長として管理部門での経験を重ねており、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、独立性・中立性を確保したガバナンス体制を整えています。また監査役が取締役会のほか経営会議に出席し、報告及び審議に参加することで、取締役の職務執行など、監査・監督機能が保たれていると認識しているため、現体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月19日（金）開催の定時株主総会招集通知は、6月3日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月の定時株主総会は、19日（金）に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年より導入しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しています。	
IR資料のホームページ掲載	法定公告、決算短信、業績ハイライト、決算説明資料、ビジネスレポート、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：管理本部経理部 経理部を中心としたIR関連部門で情報を共有し、情報開示に係る協議をするなど、連携を取りながらIR業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NCS＆Aグループ「コンプライアンス基本方針」と「行動規範」を制定し、当社ホームページ上で公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年4月にISO14001の認証を取得いたしました。当社ホームページ上で、環境方針を公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
(2)「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
(3)コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス会議」を設置する。
(4)当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
(5)反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
(2)執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
(3)日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社の業務推進に伴う損失の危険(以下、リスクという)の管理については、各担当部署及び会議並びに委員会(コンプライアンス会議、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会)にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
(2)新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
(2)グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
(3)コンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
(4)グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
(5)グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役の補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
(2)監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。

7. 当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
(2)監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
(3)取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(4)当社及びグループ会社の内部通報制度規程の適切な運用により、法令違反、コンプライランス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
(5)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
(6)監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
(7)監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
(8)監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
(9)監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループコンプライアンス行動規範において「私たちは、反社会勢力とのいかなる関係も拒絶します。」と定めております。
当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加入し、平素より警察及び会員企業と反社会勢力に関する情報収集、情報交換をおこなっております。
反社会勢力に対しては警察や弁護士と連携し断固とした姿勢で臨みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

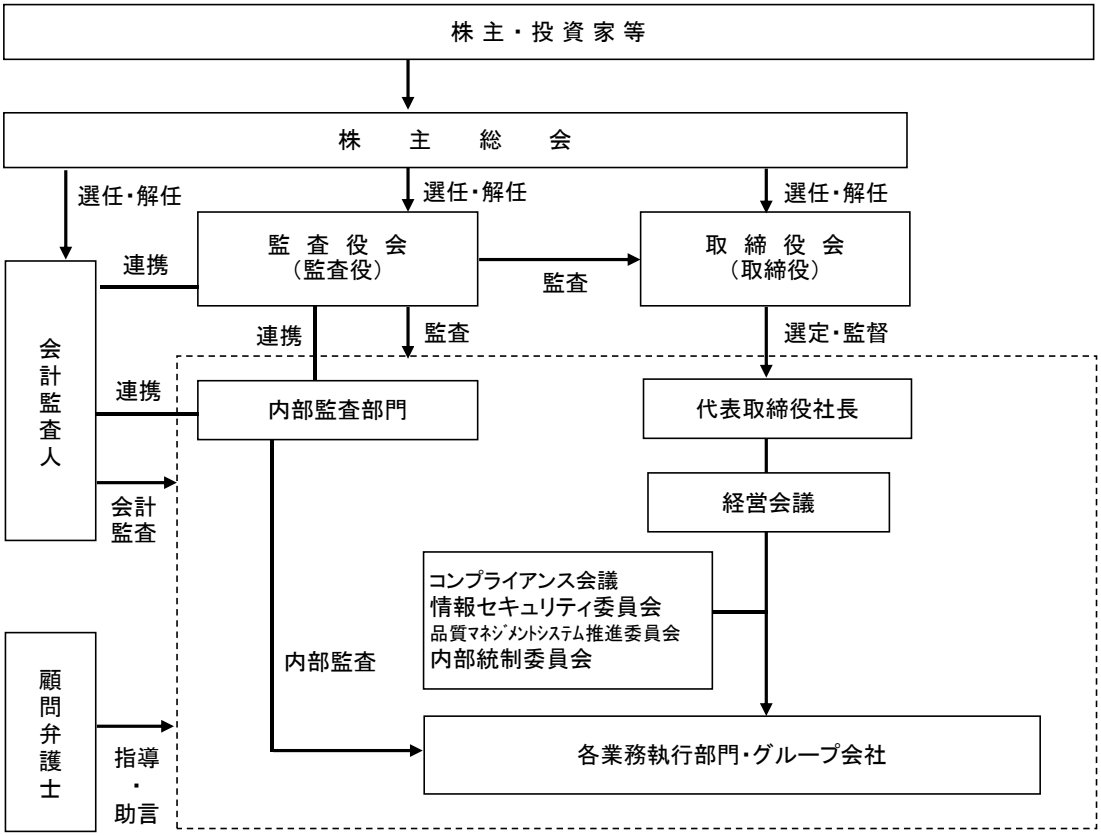
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【参考資料 ： 模式図】


株 主 ・ 投 資 家 等
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
（監査役）
取 締 役 会
（取締役）
連携
監査
連携
監査
選定・監督
会計監査人
連携
内部監査部門
代表取締役社長
会計
監査
経営会議
コンプライアンス会議
情報セキュリティ委員会
品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ推進委員会
内部統制委員会
内部監査
顧問弁護士
指導
・
助言
各業務執行部門・グループ会社

【適時開示体制　概要（模式図）】

